

1 主な変更の理由

令和5年4月1日の子ども基本法（以下「基本法」という。）の施行により、子ども施策の策定・実施が地方公共団体の責務となり、子ども施策についての計画（子ども計画）の策定が市町村の努力義務となりました。

「和泉市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づいており、基本法における「子ども施策」には、支援法に含まれない子どもの貧困対策や、成人を含む若者に対する支援等も含まれるため、これらの施策に関しても調査審議ができるように、会議名の変更並びに担当事務の拡大及び委員定数増を目的に9月議会にて条例改正を行いました。

2 主な改正の内容

項目	改正後	改正前
条例名	・和泉市子どもまんなか会議条例	・和泉市子ども・子育て会議条例
会議名	・和泉市子どもまんなか会議	・和泉市子ども・子育て会議
担 任 務	<ul style="list-style-type: none"> ・基本法第2条に規定する子ども施策の実施に関する重要事項の調査審議 ・基本法第10条第2項に規定する市町村子ども計画の調査審議 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援法第72条第1項各号に掲げる事務の処理 ・子ども・子育て支援に関する重要事項の調査審議
委員数	20人以内 ※以下に該当する者を追加委嘱 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策に関する委員 ・若者支援に関する委員 	16人以内

3 経過措置（附則第2項、第3項）

- ①旧和泉市子ども・子育て会議の委員は、和泉市子どもまんなか会議の委員として委嘱されたものとみなされ、任期は、旧和泉市子ども・子育て会議の委員の残任期間と同一期間（令和7年10月27日まで）となります。
- ②条例施行後最初に委嘱された新しい委員（①により委嘱されたものとみなされる者を除く。）の任期は、令和7年10月27日までとなります。

4 「子どもまんなか」の意味について

※ 子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」

国が、目指すべき社会像として、「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を「子どもまんなか社会」としており、今年策定される予定の子ども大綱でも目指す社会像として示されます。

子ども家庭庁は、取り組みのシンボルとして、子どもまんなかマークを作成し、「子どもまんなかアクション」の実施や、行動する企業・団体、自治体を、「子どもまんなか応援サポーター」と呼ぶなど、取り組みのキャッチフレーズとしても活用しています。